



平成 28 年 10 月 7 日

中部地方整備局

## 中部地方の「道の駅」が 126 駅へ

しずおかけんかんなんみちょう  
～静岡県 函南町の施設を登録～

### 1. 概要

「道の駅<sup>※1</sup>」は、平成5年に創設された制度で、市町村等からの申請に基づき、国土交通省道路局で登録を行っています。

このたび、中部地方<sup>※2</sup>で1駅（全国で14駅）を新たに登録しましたのでお知らせします。

これにより、中部地方の「道の駅」は 126 駅（全国で 1107 駅）になります。

※1 道の駅は「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」を併せ持つ休憩施設

※2 中部地方整備局管内（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・長野県（南信地域））

### 2. 新たに登録された施設

「伊豆<sup>いず</sup> ゲートウェイ 函南<sup>かんなん</sup>」（静岡県田方郡函南町塚本 887 番地の 1）

※平成29年度オープン予定

### 3. 配付資料

「伊豆ゲートウェイ函南」の概要

### 4. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ、沼津記者会、三島記者クラブ、下田記者クラブ

### 5. 問い合わせ先

中部地方整備局 道路部 計画調整課長 兵藤 真<sup>ひょうどう まこと</sup>

課長補佐 宮原 敏<sup>みやはら さとし</sup>

TEL 052-953-8171 FAX 052-953-9180

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

# 道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」

◆路線名：一般国道136号

しずおかけんたがたぐん かんなみちょうつかもと

◆所在地：静岡県田方郡函南町塚本887番地の1

◆面積および施設等

・面積：約13,000㎡

・施設：駐車場113台、トイレ31器、交通情報案内施設、観光情報案内施設、物産販売所等、飲食施設、コミュニティ広場、展望歩道橋、受水槽、防災倉庫、非常用発電設備、急速EV充電設備2台、駐輪場（バイク・自転車）

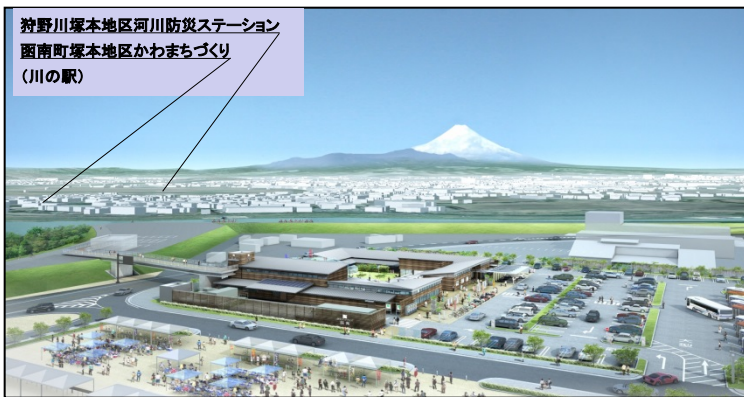
・整備手法：単独型

◆オープン予定：H29年度

◆特徴

- ・伊豆半島の入口に位置し、地域の多様な観光情報発信をするためのゲートウェイ機能として、観光情報案内施設（コミュニティFMのオープスタジオ）を設置、観光コンシェルジュを配置する。（伊豆半島内の8駅を一体として重点「道の駅」に選定）
- ・伊豆玄関口の象徴である富士山の全景眺望を背景に、町内の農産物や酪農製品を中心に、伊豆地域各市町の地場産品を提供し、伊豆半島ジオサイトツアーの発着拠点として機能する。
- ・防災機能として本体敷地には受水槽、防災倉庫、非常用発電設備を備え、災害発生時はコミュニティ広場は災害対応を優先、展望歩道橋で隣接する狩野川塚本地区河川防災ステーション（川の駅）と連携する。

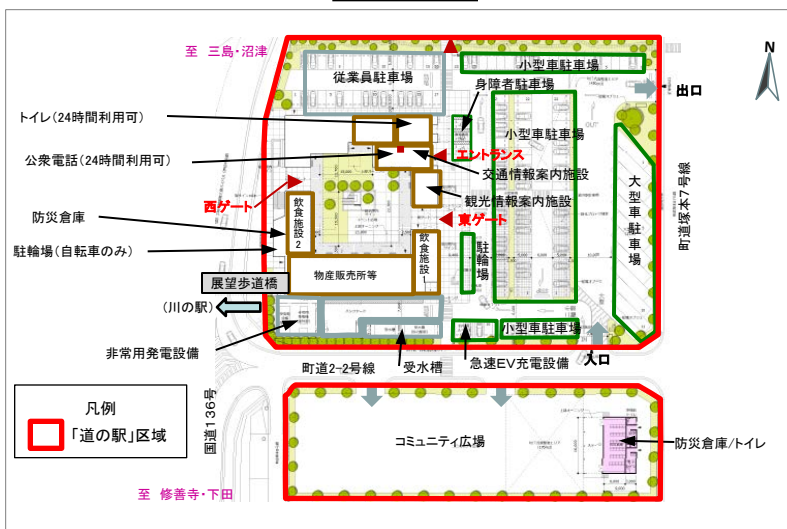
イメージパース



位置図



平面図



位置図



# 中部ブロック「道の駅」登録状況

(参考)

全国

1093駅



1107駅

日本  
Japan

125 → 126

## ■ 中部地方整備局管内の道の駅数

H28.10.7現在

都道府県	駅数
岐阜県	55
静岡県	23 → 24
愛知県	16
三重県	17
長野県	43(14) → <sup>※</sup> 44(14) <small>※関東地方整備局管内で1駅新規登録</small>
中部	125 → 126

( ) 中部地方整備局管内



## 「道の駅」について

### 1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

### 2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、  
「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

### 3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

### 4. 主な登録要件

#### (1) 休憩施設

- 駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置

#### (2) 情報発信施設

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

#### (3) 地域連携

- ・地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

#### (4) 設置者

- ・市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、地方公共団体が推薦する公益法人

#### (5) その他の配慮事項

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること